

印

## 差 押 債 権 目 録

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、債務者（ \_\_\_\_\_ 勤務）が第三債務者から支給される、  
本命令送達日以降支払期が到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、  
社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超え  
るときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44  
万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 3 上記1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、退職金か  
ら所得税及び住民税を控除した残額の4分の1

【給料・会社員用】